



# 金 沢 市 公 報

号外第 1 4 号

平成30年(2018年)5月15日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

ページ

● 条 例

- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人 事 課) 1

## 条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年5月15日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第38号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の1項を加える。

- 14 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第38号）の施行の日から2月の間、市長の給料月額は、第3条第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条の規定の適用については、同条の給料月額は、同号に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年(2018年)5月15日 印刷  
平成30年(2018年)5月15日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄